

令和7年秋の火災予防運動実施要領

1 目的

この運動は、暖房機器の使用等により火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、市民の火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（2025年度全国統一防火標語）

『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

3 実施期間

令和7年（2025年）10月15日（水）から10月31日（金）までの17日間

4 重点推進項目

- (1) 地震火災対策の推進
- (2) 住宅防火対策の推進
- (3) 林野火災予防対策の推進

5 推進項目

- (1) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (2) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- (3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (4) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (5) 放火火災防止対策の推進

6 重点推進項目の取組に当たって効果的と考えられる具体的事項

- (1) 地震火災対策の推進
 - ア 地域における火災予防の推進
 - イ 感震ブレーカーの普及推進
- (2) 住宅防火対策の推進
 - ア 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理
 - イ 安全装置付きの火気使用器具及び消火器具の普及促進
 - ウ 電気火災の危険性に係る広報の実施
 - エ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
 - オ 防災品の周知及び普及促進
- (3) 林野火災予防対策の推進
 - ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚
 - イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底
 - ウ 火入れに際しての手續等の徹底
 - エ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の実施

7 推進項目の取組に当たって効果的と考えられる具体的事項

- (1) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
 - ア 防火対象物の用途等に応じた防火安全対策の徹底
 - イ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
- (2) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
 - ア 充電式電池に関する注意喚起
 - イ ガストーチバーナーに関する注意喚起
- (3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
 - ア 多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底
 - イ 多数の者が集合する催しにおける照明器具に係る火災予防指導等の徹底
- (4) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
 - ア 広報車や防災行政無線等を活用した火災予防の呼びかけ
 - イ 水利の確認や木造建築物の密集する地域等の延焼拡大の危険性が高い地域を中心とした巡視
- (5) 放火火災防止対策の推進
 - ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
 - イ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底

担当：苫小牧市消防本部予防室予防担当
苫小牧市新開町2丁目12番7号
TEL 0144-84-5026